

川崎市指令環廢 第131号

許可番号 第05760000920号

## 特別管理産業廢棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏 名 日本ダスト 株式会社

代表取締役 吉野 建介 様

廢棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

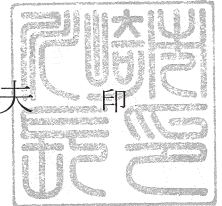
平成25年 8 月30日

川崎市長

阿 部

孝

夫



許 可 の 年 月 日

平成25年 6 月 1 日

許 可 の 有 効 期 限

平成30年 5 月31日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

#### (2) 特別管理産業廢棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア 廢油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廢酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廢アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

エ 特定有害産業廢棄物（廢油、汚泥、廢酸及び廢アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。）

以上4種類

#### (3) 特別管理産業廢棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア 廢油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廢酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廢アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、エ 感染性産業廢棄物、

オ 特定有害産業廢棄物（廢石棉等、鉛さい、ばいじん、燃え殻、廢油、汚泥、廢酸及び廢アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。）

以上5種類

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廢棄物の種類、特別管理産業廢棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記2のとおり

### 3 許可の条件

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成25年 9 月 1 日

変更許可（特定有害：ばいじん、特定有害：廢油、特定有害：汚泥、特定有害：廢酸、特定有害：廢アルカリの有害物質の追加）

### 5 積替え許可の有無

市名

許可番号

### 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

この印は証明に用いることはできません

別記 1

特定有害産業廃棄物の種類

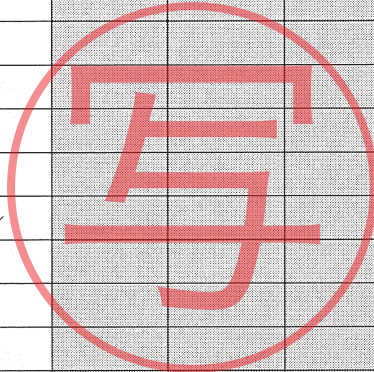
ア 廃石綿等

イ 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

上欄の廃棄物の種類ごとに左欄の有害物質を含むことにより有害なものに限る。

〔○(積替え保管を除く)又は●(積替え保管を含む)〕

有害物質 \ 廃棄物名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			●	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		●	●	●
鉛又はその化合物	○	○	○		●	●	●
有機燐又はその化合物					●	●	●
六価クロム化合物	○	○	○		●	●	●
砒素又はその化合物	○	○	○		●	●	●
シアン化合物					●	●	●
トリクロロエチレン				●	●	●	●
テトラクロロエチレン				●	●	●	●
ジクロロメタン				●	●	●	●
四塩化炭素				●	●	●	●
1, 2-ジクロロエタン				●	●	●	●
1, 1-ジクロロエチレン				●	●	●	●
シス-1, 2-ジクロロエチレン				●	●	●	●
1, 1, 1-トリクロロエタン				●	●	●	●
1, 1, 2-トリクロロエタン				●	●	●	●
1, 3-ジクロロプロペン				●	●	●	●
チウラム					●	●	●
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				●	●	●	●
セレン又はその化合物	○	○	○		●	●	●
1, 4-ジオキサン		○		○	○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	○	○



この写しは証明に用いることはできません

別記 2

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区白石町3番44ほか (5067 m <sup>2</sup> のうち756 m <sup>2</sup> に限る。)	保管面積 98m <sup>2</sup> 保管上限 60m <sup>2</sup>	廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物(廃油、汚泥、廃酸及び廃アルカリに限る。)

備考 市長が交付する許可証については、積み替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。